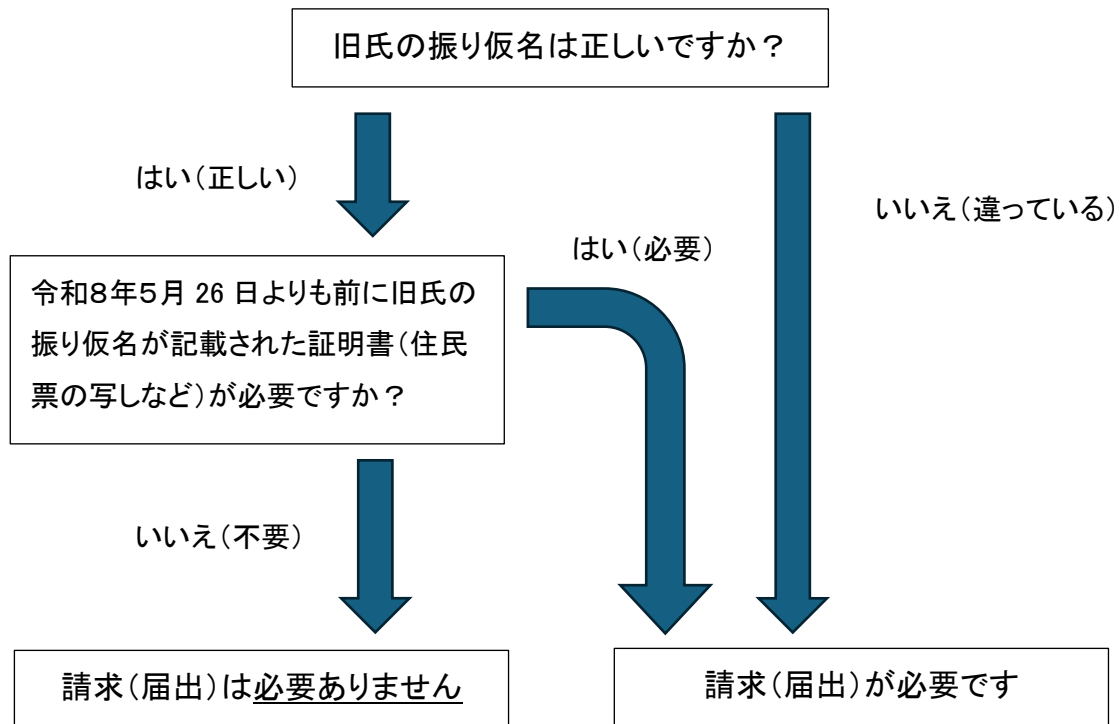


【旧氏の振り仮名手続きフロー図】



通知された旧氏の振り仮名と異なる読み方を請求する場合下記の書類を用意し手続きをお願いします。

また、早期に旧氏の振り仮名が記載された住民票の写しを取得したい方は、通知書の振り仮名が正しい場合でも旧氏の振り仮名記載の届け出をすることで振り仮名が記載された住民票の写しなどを取得することができます。

1 必要書類

- ・ 旧氏の振り仮名記載請求書
- ・ 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
- ・ 請求いただく旧氏の振り仮名を使用していることがわかる書類1点(通帳、パスポート、社員証など)
- ・ 委任状(代理人の場合)

2 申請方法

- ・ 郵送又は市民サービス課窓口(三浦市城山町1番1号 本館1階)